

鹿児島県立図書館学校支援（貸出）要領

<支援（貸出）実施要項>

1 趣 旨

学習活動における図書の活用と読書活動の普及を推進することを目的に、当館の幅広い分野の図書を貸し出すことを通して、学校における教育活動を支援する。

2 支援の定義

支援とは、当館が所蔵する図書を一括して貸し出すことをいう。

3 支援対象

県立学校（高等学校，特別支援学校，中学校）を対象とする。

4 利用手続

利用を希望する学校は、「学校支援（貸出）利用申込書（別紙様式1）」により、利用者カードの発行を申請するものとする。

なお、利用者カード1枚につき40冊まで借用できるものとする。

5 貸出期間

6週間（配送期間を含む）

6 図書の選択

原則として来館し、選書することとする。

なお、来館することが困難な場合は、借用したい図書の一覧を別紙様式2により作成して電子メールまたは、FAXにより送信することとする。

また、必要に応じ学校の要望を聞くなど、図書の選書に関する支援を行うこととする。

7 借用図書の紛失届

借用図書の紛失・汚損が生じた場合には、別紙様式3により報告することとする。

8 その他

(1) 配送依頼の場合は、学校側の負担とする。

(2) 貸し出した本については、校内での利用に限る。（生徒への個人貸出は禁止）

附則

1 この要領は、平成26年10月30日から施行する。